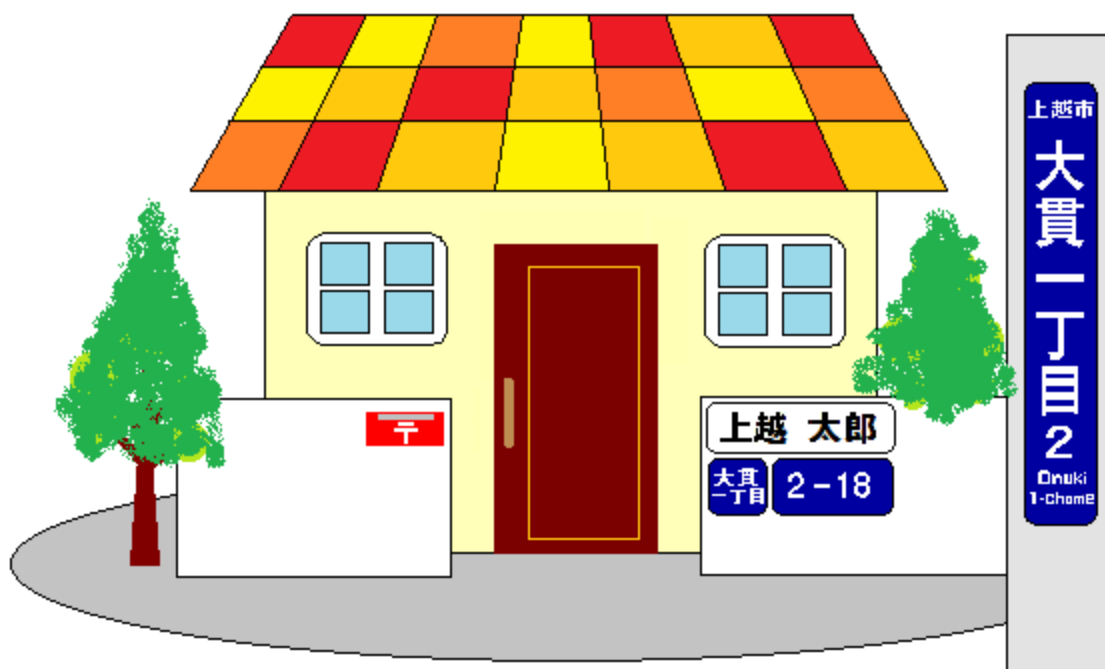


住居表示のご案内

平成25年12月1日から
住所の表し方が変わります



上越市役所 市民課

電話526-5111（内線1128）
〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

はじめに

現在、皆さんがお住まいになっている地域は、平成25年12月1日（日）に住居表示が実施されます。

住居表示が実施されますと、皆さんの住んでいる地域の住所・本籍などはこれまでと違った表し方になります。

そこで、住所・本籍などはどのような表し方になるのか、住所が変わることによりどのような手続が必要になるのかをまとめました。

住居表示は、皆さんの住所をより分かりやすいものにするための制度です。

この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

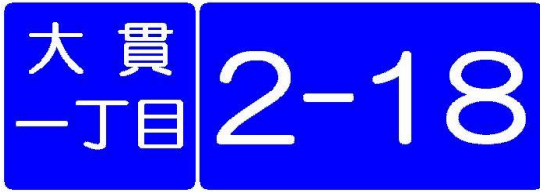
目 次

- 1 今回、お届けしたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 別にお届けするもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 3 住居表示が実施されると・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 4 新しい住所は、このような方法で決まります・・・・・・・・ 3 ページ
 - (1) 街区符号・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - (2) 住居番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 5 実施後の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
 - (1) 市役所で住所を書き換えるもの・・・・・・・・・・ 4 ページ
 - (2) 法務局で住所を書き換えるもの・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - (3) 平成 25 年 12 月 1 日以降、
ご本人で住所変更の手続をしていただく主なもの・・・・・・・・ 5～7 ページ
 - (4) 事業所（法人）等で住所変更の手続をしていただく主なもの・・ 7 ページ
- 6 自動車運転免許証の記載事項変更届について・・・・・・・・ 8 ページ
- 7 国民年金・厚生年金の手続について・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 8 新住所通知用郵便はがきの記載例・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 9 不動産の住所変更登記について・・・・・・・・・・ 10, 11 ページ

1 今回、お届けしたもの

| | |
|------------------------------|--|
| 住居表示のご案内 | このパンフレットです。 |
| 住居表示通知書 (1枚) 【クリーム色の紙】 | 新住所をお知らせするものです。 |
| 住居表示証明書 (5枚) 【普通紙】 | 住居表示実施に伴う諸手続の証明書として使用します。 不足する場合は、平成 25 年 12 月 1 日以降、市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所で無料で発行します。 |
| 新旧対照案内図 (1枚) | 新住所と旧住所の対照図です。 |
| 新住所通知用はがき (50枚) | 新住所を知人等にお知らせするために郵便局から提供していただいた 送料無料 のはがきです。 記入例等、詳しくは9ページをご覧ください。 |
| 登記申請書 (1枚) | 不動産の住所変更登記を行う際の申請用紙です。 記入例等、詳しくは10, 11ページをご覧ください。 |

2 別にお届けするもの

| | |
|----------------------------------|--|
| 町名板 住居番号表示板 (1棟に各1枚) | 11月6日以降、身分証明証を携行した市の委託業者(株式会社丸菱行政地図の職員)が各家庭及び事業所を訪問し、門または玄関等の見やすい場所に取り付けさせていただきます。  |
| 本籍の変更について (お知らせ) (筆頭者宛に1枚) | 本籍の変更についての通知です。住居表示実施区域内に戸籍の本籍地がある方に平成 25 年 12 月 1 日以降、戸籍の筆頭者宛(筆頭者が亡くなっている場合は在籍者)に郵送します。運転免許証など、本籍の変更の際に証明書としてご利用ください。 |

3 住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍の表示・不動産の表示が次のように変わります。

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

例（実施前） 上越市 大字大貫100番地



（実施後） 上越市 大貫一丁目 2番 18号
新町名 街区符号 住居番号

(2) 本籍の表示は新町名と地番で表します。

例（実施前） 上越市 大字大貫100番地



（実施後） 上越市 大貫一丁目 100番地
新町名 地番

※なお、本籍の表示については、住居表示実施後、転籍届によって新しい住居表示の街区符号「〇番」で表示することもできます。

(3) 不動産の表示は新町名と地番で表し、小字は廃止されます。

例（実施前） 上越市 大字大貫字〇〇100番



（実施後） 上越市 大貫一丁目 100番
新町名 地番

(4) 住所が大貫から寺町三丁目、昭和町一丁目になる方は郵便番号が以下のとおり変わります。

（実施前） 〒943-0893（大字大貫）



（実施後） 〒943-0892（寺町三丁目）

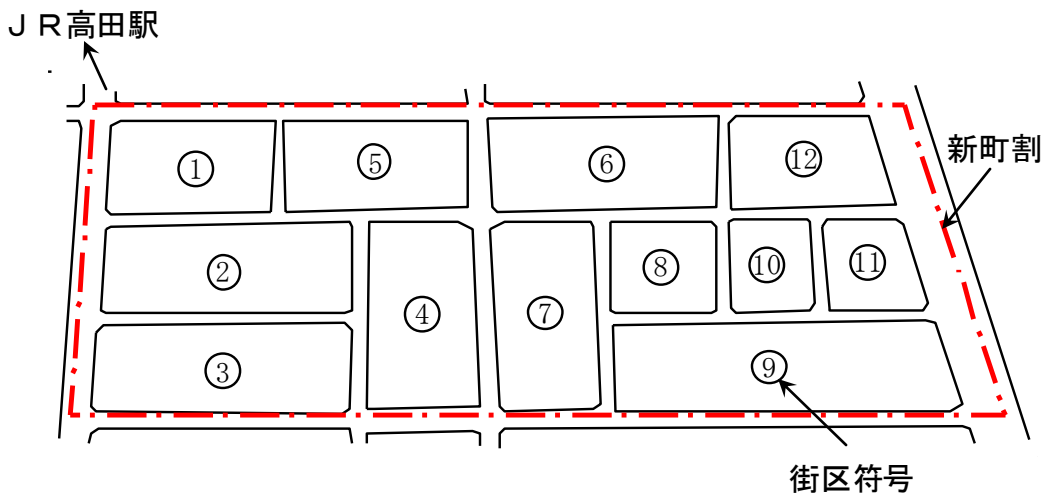
（実施後） 〒943-0891（昭和町一丁目）

4 新しい住所は、このような方法で決まります

新しい住所は「街区符号」と「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

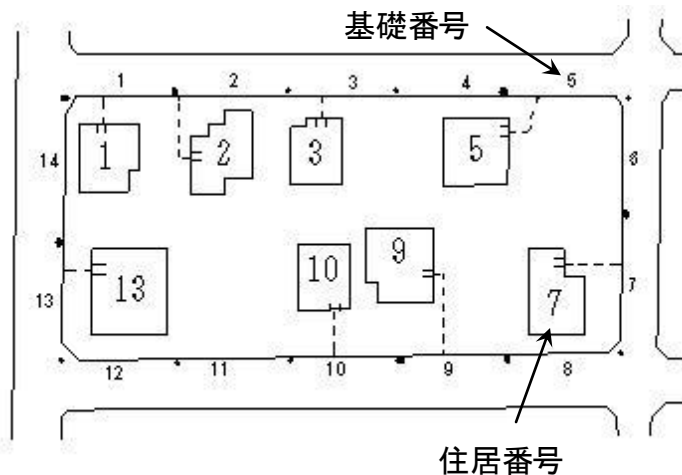
(1) 街区符号

新しい町割を道路や水路などでいくつかの街区に区切り、順番に番号を付けます。
(この番号を街区符号といい「〇番」で表します)



(2) 住居番号

街区ごとに周囲に等間隔で順番に基礎番号を付けます。
住居番号は建物の主な出入口がどの基礎番号に当たるかによって決まります。
(この番号を住居番号といい「〇号」で表します)



平成 25 年 12 月 1 日以降、住居表示実施区域内に住宅・事務所・店舗など建物を新築した場合は、住居番号を決めなければなりません。建物の基礎工事が完了しましたら、すみやかに市民課窓口に新築届をしてください。また、増改築して主たる出入口の位置が変わった場合には、住居番号が変わることがありますので同様に届出をお願いします。

5 実施後の手続

12月1日は、市役所等は閉庁日のため、各種手続は12月2日以降にお願いします。

住居表示の実施に伴い、市役所や法務局において職権で書き換えるものと、皆さんに住所変更の手続をしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続をしていただきますようお願いいたします。

以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。

(1) 市役所で住所を書き換えるもの

| 公 簿 名 | 問合せ先 | 説 明 |
|---|--------------|---|
| 住民票 印鑑登録原票 | 市役所 市民課 | 市役所で新住所に書き換えます。 |
| 戸籍簿 | 市役所 市民課 | 市役所で新町名に書き換えます。 ※ただし、新町名と街区符号での表示を希望される場合には、転籍届の手続が必要です。 (例) 旧住所が大字大貫100番地で、新住所が <u>大貫一丁目2番18号</u> だった場合、大貫一丁目100番地となります。転籍届の手続をすると <u>大貫一丁目2番</u> となります。 |
| 戸籍の附票 | 市役所 市民課 | 本籍が上越市の場合、市役所で新住所に書き換えます。本籍が他の市町村の場合は、市役所が通知を出して書き換えを依頼します。 |
| 課税台帳 | 市役所 税務課 | 市役所で新住所に書き換えます。 |
| 国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療保険受給者証 | 市役所 国保年金課 | 実施日以降、新しい保険証を郵送します。それまでは、今までの保険証をご使用ください。新しい保険証が届いたら古い保険証は破棄してください。 |
| 児童手当 児童扶養手当証書 子ども医療費助成受給者証 ひとり親医療費助成受給者証 | 市役所 こども課 | 新しい各種受給者証、児童扶養手当証書の発行は行いませんので、そのままお使いください。 |

| 公 簿 名 | | 問合せ先 | 説 明 |
|---------------|-------|--|---|
| 介護保険被保険者証 | | 市役所 高齢者支援課 | 実施日以降、新しい保険証を郵送します。 それまでは、今までの保険証をご使用ください。新しい保険証が届いたら古い保険証は破棄してください。 |
| 市立保育園・私立保育園名簿 | | 市役所 こども課 | 市役所で新住所に書き換えます。 |
| 市立小・中学校、幼稚園名簿 | | 教育委員会 学校教育課 電話 545-9244 | 城東中学校、城西中学校、高田西小学校、 高田幼稚園に備付けの名簿等は教育委員会で 新住所に書き換えます。 |
| 公共サービス等 | ガス・水道 | それぞれの機関で新住所に書き換えます。 (しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますので ご了承ください。) | |
| | 電 気 | | |
| | 固定電話 | | |
| | N H K | | |
| | J C V | | |
| | 有線放送 | 皆さんが届出をしなくても郵便物は届きます。 (当面の間、旧住所でも郵便物は届きます。) ※郵便貯金・保険等は手続きが必要です。 | |
| 高田郵便局 | | | |

(2) 法務局で住所を書き換えるもの

| 公 簿 名 | 問合せ先 | 説 明 |
|----------------|-----------------|--|
| 土地登記簿 建物登記簿 | 新潟地方法務局 上越支局 | 表題部は新潟地方法務局上越支局で新町名 に変更されます。 ※ただし、所有者、抵当権者等の住所は本人の申請がなければ変わりません。詳しくは10, 11ページをご覧ください。 |

(3) 平成 25 年 12 月 1 日以降、ご本人で住所変更の手続きをしていただく主なもの

| 件 名 | 届出先 | 手続期限 | 必要書類等 |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------------|---|
| 住民基本台帳カード (顔写真付き) | 市役所市民課 南・北出張所 各区総合事務所 | 特に期限はありませんが、実施日以降 お早めの手続きをお願いします。 | ①住民基本台帳カード ※QR コード入りのカード をお持ちの方は手続 の際に暗証番号が必要 です。 |

※顔写真の付いていない住民基本台帳カードは手続の必要はありません。

| 件名 | 届出先 | 手続期限 | 必要書類等 |
|--|--|-------------------------------------|---|
| 公的個人認証サービス (電子申請書) | 市役所市民課 | 住所変更に伴い、失効となります。 再登録をお願いします。 | ①住民基本台帳カード ②運転免許証など 顔写真付きの身分証明書 (手数料無料です) |
| 在留カード 特別永住者証明書 ※みなし在留カードおよび みなし特別永住者証明書を 含む | 市役所市民課 南・北出張所 各区総合事務所 | 特に期限はありませんが、実施日以降お早めの手続をお願いします。 | ①在留カード (外国人登録証明書) ②特別永住者証明書 (外国人登録証明書) ※みなし在留カードを含む |
| 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 重度心身障害者医療費受給者証 | 市役所福祉課 各区総合事務所 福祉交流プラザ | 特に期限はありませんが、実施日以降お早めの手続をお願いします。 | ①各手帳、受給者証 ②印鑑(認印) |
| 特別児童扶養手当証書 | 市役所福祉課 各区総合事務所 福祉交流プラザ | 特に期限はありませんが、実施日以降お早めの手続をお願いします。 | ①特別児童扶養手当証書 ②印鑑(認印) |
| 自動車運転免許証の 住所及び本籍変更 | 上越交通安全協会(上越警察署内) 詳しくは8ページをご覧ください。 | | 電話 524-2301 |
| 国民年金・厚生年金 | 上越年金事務所 電話 524-4115 詳しくは9ページをご覧ください。 | | |
| 共済年金・恩給・基金等受給者 | 加入されている各共済組合・恩給局・基金等へ直接お尋ねください。 | | |
| 不動産(土地・建物)所有者 の住所変更登記 抵当権者などの住所変更登記 | 新潟地方法務局上越支局 電話 525-4133 詳しくは10, 11ページをご覧ください。 | | |
| 普通自動車及び自動二輪車 (250cc超)の住所変更 | 長岡自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2041 | 特に期限はありませんが、実施日以降お早めの手続をお願いします。 | ①住居表示証明書 ②自動車検査証 ③印鑑(認印) ④委任状(所有者と使用者が異なる場合) |

| 件名 | 届出先 | 手続期限 | 必要書類等 |
|---|---|---|---|
| 軽二輪（126cc～250cc）の住所変更 | 全国軽自動車 連合会長岡分室 電話 0258-23-3115 | 通常の場合、車検・ 売却時までには手続 していただければ 結構です。 | ①軽自動車届出済証 ②自動車損害賠償責 任保険証明書 ③申請書（届出先にあ ります。用紙代がかか ります。） ④住居表示証明書 ⑤印鑑（認印でも可） |
| 軽自動車の住所変更 | 軽自動車検査協会 新潟主管事務所 長岡支所 電話 0258-22-0555 | 通常の場合、車検・ 売却時までには手続 していただければ 結構です。 | ①自動車検査証 ②申請書（届出先にあ ります。用紙代がかか ります。） ③住居表示証明書 ④印鑑（認印でも可） |
| <p>※125cc 以下の二輪車使用者・所有者の住所変更は市役所が新住所に書き換えるので手続の必要はありません。</p> <p>※普通自動車、自動二輪車、軽二輪、軽自動車の住所変更を業者等にお問い合わせの場合は、その費用をご負担願います。</p> | | | |
| パスポート | パスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。 | | |
| 各種免許、許可、許可証等の住所変更 | お手数ですが、各関係機関にお問い合わせのうえ、手続をお願いします。 | | |
| その他 | 勤務先、学校、銀行、保険会社などで住所変更が必要なものもありますので、それぞれお手数ですが確認のうえ、手続をお願いします。 | | |

（４）事業所（法人）等で住所変更の手続をしていただく主なもの

| 件名 | 届出先 | 手続期限 | 必要書類等 |
|----------------------|---|----------------------|--|
| 会社等の所在地及び代表者の住所の変更登記 | 新潟地方法務局 法人登記部門 電話 025-226-0955 ほか、本店・支店の所在地を管轄する法務局 | 本店は2週間以内 支店は3週間以内 | ①登記申請書 ②住居表示証明書 ③印鑑（代表取締役の法務局登録印） ④委任状（代理人による場合） ※「会社等の変更登記の手引き」をご覧ください。 |

6 自動車運転免許証の記載事項変更届について

住居表示実施区域内に「住所」または「本籍」があり、運転免許証をお持ちの方は、運転免許証の記載事項を変更する必要があります。

該当する方は、平成 25 年 12 月 1 日以降、運転免許証をご持参のうえ手続きを行ってください。

| | |
|----------------------------------|--|
| 「住所」と「本籍」が住居表示実施区域内にある方 | <p>住所と本籍を変更してください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <p>①住居表示証明書…この資料と一緒に同封してあります。 ②本籍の変更について(お知らせ)…12月1日以降に郵送します。</p> |
| 「住所」が住居表示実施区域内にある方 (本籍は区域外の方) | <p>住所のみ変更してください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <p>①住居表示証明書…この資料と一緒に同封してあります。</p> |
| 「本籍」が住居表示実施区域内にある方 (住所は区域外の方) | <p>本籍のみ変更してください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <p>①本籍の変更について(お知らせ)…12月1日以降に郵送します。</p> |
| 届 出 先 | 上越交通安全協会（上越警察署内） 電話 524-2301 |
| 受 付 時 間 | 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午前 11 時、午後 1 時～午後 4 時 |
| 届 出 用 紙 | 上越交通安全協会に備え付けてあります。 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料は無料です。 ・ 運転免許証に記載されている住所・本籍が住居表示実施前と異なる場合、運転免許証に記載されている住所・本籍から現在の大貫の住所・本籍につながるまでの住民票など（1通 350円）が別途必要です。 ・ 住居表示実施後に転籍した場合は、その移転等の経過を証明するもの（本籍地入りの住民票など（1通 350円））が別途必要です。 ・ 本籍欄が空欄又は削除となった運転免許証（ICカード免許証）をお持ちの方も、本籍の変更手続きが必要です。 ・ ご家族に、本籍が住居表示実施区域内にあり、住所が住居表示実施区域外の方がいらっしゃいましたら、運転免許証の本籍の変更手続きが必要ですので、ご案内をお願いします。 |

7 国民年金・厚生年金の手続について

- (1) 国民年金・厚生年金の受給権者の方（年金を受給されている方、受給されていない 60 歳以上の方）の住所は、上越年金事務所（日本年金機構）が新住所に書き換えを行うため、基本的に手続の必要はありません。
- ただし、上越年金事務所（日本年金機構）に住民票コードを届け出ていない方には、後日、上越年金事務所（日本年金機構）から通知が届きますので、必要な手続を行ってください。
- (2) 国民年金保険料を掛けている方は上越年金事務所（日本年金機構）で新住所に書き換えます。
- (3) 厚生年金保険料を掛けている方は勤務先を通じて手続を行ってください。

問合せ先 上越年金事務所お客様相談室 電話 524-4115

8 新住所通知用郵便はがきの記載例

新住所をご友人や取引先などにお知らせするためのはがきです。（郵送料無料）
新住所とお名前をご記入のうえ、切手を貼らずにポストへ投函してください。

（はがき裏面）

住居表示のお知らせ

平成25年12月1日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しの際は、必ず郵便番号及び新住所をご記入ください。

○あなたの住所録をご訂正ください。

記

新住所

郵便番号 **943-0893**

上越市大貫一丁目**2番18号**

ご氏名 **上越 太郎** ご自分の新住所とお名前をご記入ください。

（集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。）

（はがき表面）

郵便はがき

□□□□□□□□

通信事務郵便

住居表示のお知らせ

ご友人などの宛先をご記入ください。

日本郵便株式会社
高田郵便局

□□□□□□□□

9 不動産の住所変更登記について

登記簿に記載されている土地及び建物の所在（表題部）は、法務局が職権で変更しますが、所有者の住所や抵当権設定者の住所（権利部）は平成 25 年 12 月 1 日以降、**売買・贈与・抵当権設定の際までに**新住所に変更する必要があります。（申請は売買・贈与・抵当権設定の登記の際に行ってもかまいません。）

| | |
|-------|--|
| 申請先 | 新潟地方法務局上越支局 電話 525-4133 |
| 受付時間 | 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～12 時、午後 1 時～午後 5 時 15 分 |
| 必要書類等 | 「不動産登記申請書」は、新潟地方法務局上越支局の窓口にて備え付けてあります。 ①住居表示証明書 配布資料に同封してあります。 ②印鑑（認印で構いません。スタンプ形式のものは不可） ・なお、不動産の所在地番等を事前にご確認ください。 |
| その他 | ・住居表示証明書の添付により、 登録免許税は無料 になります。但し、 司法書士等に依頼された場合は手数料がかかります 。 ・現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、その移転等の経過を証明する住民票など（ 1 通 350 円 ）が必要です。 |

●申請書記載にあたってのお願い

1. 登記申請書の用紙は全ての世帯にお配りいたします。不足する場合はコピーしてご利用ください。
2. パソコン（ワープロ）等で作成していただいても結構です。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
3. 文字は、インク、黒ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
4. 申請書は添付書類と共に左綴じにして提出してください。
5. 郵送による申請も可能です。封筒の表に「**不動産登記申請書在中**」と記載のうえ、**書留郵便で送付してください**。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 平成25年12月1日住居表示実施
 変更後の事項 住所 上越市大貫一丁目2番18号
 申請人 上越市大貫一丁目2番18号

上越太郎 ㊟

連絡先の電話番号 0000-00-0000

添付書類
 住居表示証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 〇〇法務局 〇〇支局 (出張所)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除

不動産の表示

所在地 上越市大貫一丁目
 地番 100番
 地目 宅地
 地積 123.45平方メートル

所在地 上越市大貫一丁目100番地
 家屋番号 100番
 種類 居宅
 構造 木造かわらぶき2階建
 床面積 1階 43.00平方メートル
 2階 38.62平方メートル

